

# 湘南鷹取2丁目自治会 会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、湘南鷹取2丁目自治会（以下本会という）と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、会員相互の連絡及び環境の整備、福利の増進、集会施設の維持管理並びに文化の向上をはかり、地域の自治発展に寄与することを目的とする。

(区 域)

第 3 条 本会の区域は横須賀市湘南鷹取2丁目とする。

(事務所の所在地)

第 4 条 本会の事務所は湘南鷹取2丁目11番12号に置く。

## 第2章 会 員

(会員の資格)

第 5 条 第3条に定める区域に住所を有する個人は、本会の会員となることができる。

(入 会)

第 6 条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、正当な理由がない限り、前条に定めた会員の資格を有する個人の入会を拒むことができない。

(会 費)

第 7 条 会員は総会において定める会費を納入しなければならない。

2 生計を一にする同一世帯内の会員の会費については、一人分の会費を納めることにより、他のものの納入はこれを免除することができる。

(退 会)

第 8 条 本会を退会しようとする者は、退会届を会長あて提出するものとする。

2 会員が死亡し又は区域内に住所を有しなくなったときは、退会したものとする。

## 第3章 役 員

(役 員)

第 9 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名以内
- (3) 会 計 2名以内
- (4) 担当役員 各2名以内
- (5) 監 事 2名以内

2 役員は総会において会員の中から選任する。

3 役員は、相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長が指定した順序に従い、その職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行なう。

- 3 会計は、本会の金銭出納について分掌する。
- 4 担当役員は、別に定める本会の会務を分掌する。
- 5 監事は、地方自治法第260条の12に定める次の職務を行なう。
  - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
  - (2) 会長、副会長その他の役員の仕事執行の状況を監査すること。
  - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは総会を召集すること。

(役員任期)

第11条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、会員の3分の2以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

## 第4章 総会

(総会)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の機能)

第14条 総会は、この会則に別に定めるもののほか、本会の運営に関し、重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第15条 通常総会は、毎年4月に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めるとき。
  - (2) 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
  - (3) 監事が地方自治法第260条の12第4号の規定により召集するとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、前条第2項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

- 2 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した会員のうちから選出する。

(総会の定足数)

第18条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、この会則に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第20条 やむをえない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 出席した会員の数（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概容及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 役員会

(役員会)

第22条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第23条 役員会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない本会の会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第24条 役員会は毎月1回定例会を開催するほか、役員 $\frac{3}{10}$ 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会の招集)

第25条 役員会は会長が招集する。

2 役員会を招集するには、役員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(役員会の議長)

第26条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第27条 役員会は、役員 $\frac{3}{10}$ 以上の出席がなければ開会することができない。

(役員会の議決)

第28条 役員会の議事は、出席した役員 $\frac{3}{10}$ 以上の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会における書面表決)

第29条 やむをえない理由のため、役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定については、出席した役員とみなす。

(役員会の議事録)

第30条 第21条の規定は、役員会の議事録について準用する。この場合において同条中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と、「書面表決者及び表決委任者」とあるのは「書面表決者」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第32条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が役員会の議決を経て定める。

2 本会の資産で、第31条第1号の資産を処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

3 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 本会の事業計画及び収支予算は、事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第35条 本会の事業報告及び収支決算は、事業年度ごとに会長が事業概容報告書、収支計算書、財産目録等を作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3箇月以内に総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第36条 本会が資金の借入をしようとするときは、総会において、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

## 第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第37条 この会則は、総会において、会員の4分の3以上の議決を得、かつ、横須賀市長の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第38条 本会は、次の事由により解散する。

(1) 破産

(2) 横須賀市長の認可取消し

(3) 総会の決議

(4) 構成員の欠亡

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、本会と類似の目的を有する団体に寄付する。

## 第8章 雑 則

(委 任)

第39条 この会則の施行について必要な事項は、総会の議決を経て役員会が別に定める。

## 付 則

1. 本会則の施行は、認可地縁団体として横須賀市長の認可を受けた日からとする。

2. 本会則の施行にともない、昭和54年5月1日施行の会則は、これを廃止する。

3. 平成16年6月1日、一部改正

4. 平成22年4月18日、一部改正

## 付 記

横須賀市指令市市第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可する。

平成7年6月12日 横須賀市長

横須賀市指令市市第31号

平成16年4月21日付の規約変更認可申請については、地方自治法第260条の2第15項で準用する民法第38条第2項の規定に基づき、認可する。

平成16年6月1日 横須賀市長

横須賀市指令市市第15号

平成22年4月27日付の規約変更認可申請については、地方自治法第260条の3第2項の規定に基づき、認可します。

平成22年(2010年)4月27日 横須賀市長